原子力公害取組み月間

参考資料集

原子力公害取組月間　宣言･声明

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資１ | 原子力公害取組み月間宣言（声明）（例） | P2 | ①2017年3月の取組み月間宣言例原子力公害被害者の権利に力点 |
| 自治体議会法整備意見書 |
| 資２ | 取手市議会意見書 | P4 | ①法整備を国に求める意見書の例②同じような意見書を全国自治体で！ |

被災者の権利関係　2017年最重要課題

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資３ | 原子力公害被害者の権利要望例文集 | P6 | ①資料３と４はワンセット。３の要望例文をピックアップし４の検討書を添付すれば完成。②資料４の検討書は、それ自体学習会資料としても活用できます。 |
| 資４ | 福島第一原発事故による原子力公害被害者の権利に関する検討書 | P10 |
| 事故由来廃棄物関係 |
| 資５ | 事故由来廃棄物の公害規制法整備に関する要望書 | P17 | ①放射性物質の特性に対応した基本的な要望書。汚染の実態・社会状況などに応じて､変更や付加して使用。 |
| 原発再稼動　汚染被害を無視させないための知事あて質問書 |
| 資６ | 北海道電力泊原子力発電所についての質問書 | P20 | ①再稼動の判断は、汚染被害を想定して判断すべきだという公害の視点で、課題に向き合わせるための質問書の例。②地元特産品への被害などを具体的に入れることになります。 |

2017･1　放射能汚染防止法を制定する札幌市民の会

連絡先　市民ネットワーク北海道　佐藤典子

　　　　電話　011-219-0112　FAX　011-219-0113

### 資料１

　　　原子力公害取組み月間　宣言、声明　（例）

例文１

　　　　　　　　原子力公害取組み月間

２０１７取組み宣言

放射性物質は、大気を汚染し､水質を汚濁し､土壌を汚染する公害原因物質である。しかし、従来放射性物質は、原子力利用の推進という国策のもとで、公害･環境関係の法律から適用を除外されてきた。

国は、東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、法制度の抜本的見直しの必要性を認め、環境基本法13条の適用除外規定は削除され、放射性物質は､法律上公害原因物質として位置づけられた。

これにより国は、放射性物質による公害を防止するとともに、被害者を救済するため、生存権の確保に基礎を置いて施策を実施する責任を負い（環境基本法1条）、公害を含む環境に関する総合的施策を策定し（同法6条）、人の健康と生活環境が保全されるように実施する責任を負い（同法14条）、公害被害者救済の措置を講ずる責任を負うに至った。（同法31条）。しかし、被害者を救済するための公害法整備は何もなされていない。

　このような法の未整備のもとで、国は、原子力公害の被害者に対し、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、福島復興再生特別措置法などの災害対策関係法の「枠組み」に限定して「扱う」政策を実施している。公害被害者は、国の援助を受けるに過ぎない地位に追いやられ、その権利は無視されている。

　このような政策は､原子力公害の被害者に対する環境基本法が定める国の義務を怠るだけでなく、「風評被害」「復興の妨げ」などの口実による社会的攻撃助長するものであり、国による重大な人権侵害である。

　原子力事故の被災者には、原子力公害の被害者としての権利がある。

国は､環境基本法の定めに従い公害被害者である原発事故被災者を救済する責任を果たす義務がある。

環境基本法改正に伴い、大気汚染防止法、水質汚濁防止法の適用除外規定も削除された。しかし、大気汚染防止法の環境基準や規制基準は未整備のまま放置され、土壌汚染対策法などの適用除外規定は残されたまま放置され、他方で廃棄物処理法や循環型社会形成基本法によって「公害規制無き汚染拡散政策」が採られている。

国は、放射性物質に対する規制基準、環境基準、処理･処分施設の立地規制などを内容とする公害規制法を整備しなければならない。

東京電力福島第一原発事故による汚染被害は、今後50年、100年、さらにその先まで取り組まなければならない我々自身の問題である。

放射能汚染の脅威がある限り我々の運動に風化はありえない。我々は､放射能汚染から人と環境を守るために､毎年3月を「原子力公害取組み月間」と位置づけ永続的に取り組む。

以上宣言する。

### 資料2　　　市議会法整備意見書実例

意見書案第４号

放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出する。

平成２８年６月１４日

取手市議会議長

佐　藤　　清　殿

　　　　　　　　　　　　　　　提出者　　取手市議会議員　　池田　慈

　　　　　　　　　　　　　　　　”　　　　　　”　　　　　赤羽直一

　”　　　　　　”　　　　　飯島悠介

放射性物質による環境汚染を

防止するための法整備を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電事故から５年以上経過しました。しかし未だに高濃度の放射性汚染水の放出などが続き、原発事故は生命や環境に甚大な影響を 与える極めて重大な人権侵害であると言わざるを得ません。また、放射性物質 は微量でも遺伝子を傷つけ、未来世代へ影響を与えるため、国には、放射能に よる環境汚染を未然に防止する責務があると考えます。

国においては、2011年６月、第177回国会で水質汚濁防止法改正の際、衆参両院は「附帯決議」を行い、環境の保全を図るべき環境省が「環境関連法における放射性物質に係る適用除外規定等の見直しを含め、体制整備を図ること」としました。さらに、「平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が、同年８月に成立し、附則で放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的見直しを示しています。

その後、2012 年６月、環境基本法が「改正」され、これまで適用除外となっていた放射性物質が対象となりました。さらに、大気汚染防止法、水質汚濁防止法においても同様に対象となりましたが、未だ環境基準、規制基準は未整備 のままであり、土壌汚染対策法などは放射性物質適用除外規定がそのまま残されている状況です。自然環境を守り、誰もが安心して暮らせる社会を実現するためには、法律の不備をこのまま放置しておくわけにはいかないと考えます。

よって、国においては、環境基本法「改正」を踏まえ、放射性物質による環境 汚染を防止するための法整備を早急に進めることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成２８年　月　日

茨城県取手市議会

提出先　内閣総理大臣、経済産業相大臣、環境省大臣、

衆議院議長、参議院議長

### 資料３　　　公害被害者の権利要望例文

　原子力公害取組み月間のための

　原子力公害被害者の権利　例文集

別紙「福島第一原発事故による原子力公害被害者の権利に関する検討書」を添付する形式になっています。

＜例文1＞　　被災者に被曝の受忍を強いる

復興政策を改めること。

国は、別紙「福島第一原発事故による原子力公害被害者の権利に関する検討書」において示す通り、公害の被害者である福島第一原発事故による被災者に対し、公害法の整備を怠って無権利な状態に置く一方、原子力災害特措法や福島復興再生特措法によって、避難指示解除、避難者の住宅支援中止などの政策を実行し、年間２０ミリシーベルトという法的根拠の無い被曝基準を受忍させる帰還促進政策を実行している。これらの一連の政策は、復興政策の名の下に被災者の弱みにつけ込んだ公害被害者に対する国家的人権侵害である。このような政策を実行してきたことについて被災者に謝罪するとともに、被曝の受忍を強いる復興政策を改めること。

　　＜宛先例：内閣総理大臣、環境大臣＞

＜例文２＞　　東京電力福島第一原発事故による

公害被害者救済の法整備義務を果たすこと。

国は、別紙「福島第一原発事故による原子力公害被害者の権利に関する検討書」において検討したとおり、環境基本法に則って、福島第一原発事故に伴う放射能汚染から被災者を救済する法制度を整備する義務があるのに果たしていない。

国権の最高機関であり唯一の立法機関である国会は、事故以来立法機関として機能不全の状態にある。この現状をかっての「公害国会」に比較するとき、その質の低下は歴然としている。1970年の公害国会は、それに先立つ1965年に衆参両院に産業公害対策特別委員会を設置し､国民の注視のもとに活発な議論が展開した。

福島第一原発事故においては、法制度の抜本的な見直しの必要性を認めながら、立法行為を行政に丸投げにし、行政による人権侵害を放置している。

福島第一原発事故による未曾有の原子力公害を前に、国会は機能不全をきたし違憲状態である。

衆参両院は、未曾有の原子力公害に対処するため､両院に特別委員会を設置すると共に、原子力公害被害者の救済法制度整備に全力を挙げて取り組む義務がある。

　＜宛先例：衆議院議長、参議院議長＞

＜例文3＞　　被災者には１ミリシーベルトを超え

る被曝を回避する法的権利があることを確

認し、避難の権利の具体化を求める要望書

福島第一原発事故による被災者の法的地位は､別紙「福島第一原発事故による原子力公害被害社の権利に関する検討書」の通りである。これにより、以下の要望をする。

１、法律上の公衆被曝線量限度は年１ミリシーベルトであり、国はこの基準に基づいて被災者を被曝から救済する義務があることを確認し、その前提に立って被災者救済の施策を実行すること。

2、被災者は、公衆被曝線量限度年１ミリシーベルトを超える被曝を回避する法律上の権利がある。従って国はこの権利を妨害することなく尊重して被災者救済の施策を実行すること。

3、避難指示解除に伴う年１ミリシーベルトを超える地域の被災者に対して、防災対策とは別に、公害被害に対する救済として、損害賠償、避難の権利、住宅支援などを具体的に策定し実行すること。

4、国は、東京電力に対して行っている避難指示解除に伴う賠償義務打ち切りの行政指導は、違法な民事介入であり直ちにやめること。

　　＜宛先例：内閣総理大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長＞

＜例文4＞　　違法な20ミリシーベルト被曝誘導政策の

破棄を求める要望書

福島第一原発事故による被災者の法的地位は､別紙「福島第一原発事故による原子力公害被害社の権利に関する検討書」の通りである。これにより、以下の要望をする。

1　国は、福島第一原発事故による住民の避難基準を年間積算線量２０ミリシ

ーベルトとしたが、これを破棄すること。

2　国は、公衆の被曝線量限度の根拠法令とはなり得ない原子力災害特措法による避難指示のために使用した年２０ミリシーベルトを、公衆被曝基準に替えて用いるという違法な行政を直ちにやめること。

3　避難指示解除後の帰還居住者の被曝線量限度基準は、自動的に１ミリシーベルトとなることを確認すること。

　　＜宛先例：内閣総理大臣、環境大臣＞

＜例文５＞　　　「子ども被災者支援法」の実施に当たって、

原子力公害被害者に対する救済義務として

履行することを求める要望書

福島第一原発事故による被災者の法的地位は､別紙「福島第一原発事故による原子力公害被害社の権利に関する検討書」の通りである。これにより以下の要望をする。

１　環境基本法の改正により、放射性物質が公害原因物質として位置づけられた現在、子ども被災者支援法の施策は、被災者を原子力公害の被害者として救済する国の義務として実施すること。

２　被災者等の意思による居住、移動、帰還の選択については、公衆被曝線量限度１ミリシーベルトを基準とし、避難の権利を明確にし、住宅支援その他の生活支援を公害被害者救済策として実施すること。

　　＜宛先例：内閣総理大臣､環境大臣＞

＜例文６＞　　「子ども被災者支援法」を改正し、

公害被害者に対する救済内容を具体化する

ことを求める要望書

福島第一原発事故による被災者の法的地位は､別紙「福島第一原発事故による原子力公害被害社の権利に関する検討書」の通りである。これにより以下の要望をする。

１　子ども被災者支援法について、国会は、政府が具体策を講じないことを放

置することなく、唯一の立法機関として、同法を改正し、具体的な救済策を定めること。

２　同法の改正に当たっては、被災者が原子力公害の被害者として、環境基本法の定める内容に則して救済を受ける権利があることを明記すること。

３　国には原子力政策を推進してきた加害者責任があることを明記すること。

４　具体的内容としては、１ミリシーベルト以上５ミリシーベルトまでの選択的避難の権利保障、住宅保障、医療保障、受診医療機関の選択の自由などを詳細に定めること。

＜例文７＞　　子どもに転地保養の権利があることを認め、

具体策の実行を求める要望書

福島第一原発事故による被災者の法的地位は､別紙「福島第一原発事故による原子力公害被害社の権利に関する検討書」の通りである。これにより以下の要望をする。

１　国･自治体は、汚染地域に住む子どもに転地保養する権利があることを認め、具体的な施策を実行すること。

２　国会は、子ども被災者支援法の施行ないし法改正を待つことなく、単独立法をもって至急整備し、施策を実行させること。

３　子どもの転地保養は、児童福祉法の「児童福祉保障の原理」（3条）に基づき、同法の定める国及び地方公共団体の責任として行うこと。

４　子どもの転地保養は、被曝線量１ミリシーベルトに限定することなく、内部被曝に考慮し対象地域を広く設定すること。

５　子どもの転地保養は、国の画一的方法によらず、ボランティア団体などの経験・実績を踏まえ、自主性を尊重し、人と人との自然なつながりを尊重して行うこと。

６　子どもの転地保養の事務は市町村の担当とすること。

　　＜内閣総理大臣、環境大臣、厚生労働大臣、自治体首長＞

### 資料４　　　資料３の要望書などに「添付資料」として添付

福島第一原発事故による

原子力公害被害者の権利に関する検討書

１　福島第一原発事故の被災者は原子力公害の被害者である

放射性物質は、環境基本法１３条の削除に伴い同法の適用対象になった。被災者は、旧公害対策基本法を引き継いだ同法上の公害被害者として救済されなければならない。しかし、被害者として救済されることなく、逆に国によって人権が侵害されている。

　深刻なのは、それが法律によって行われていることである。法律によって人権侵害のシステムが作られ、公務員によって人権侵害が実行されている。

　このシステムは、次の過酷事故の際、我々がどのように扱われるかを示している。従って全国民的な問題である。

　原子力事故の被災者は、単なる原子力災害対策の対象ではない。公害被害者として国に救済を求める権利がある。これに加えて、国や自治体は、子どもに対する児童福祉法による健全育成の責任が加わる。

　「子ども被災者支援法」も、公害被害者の権利として、更には、児童の生存権・児童福祉の問題として見直しが必要である。

２　国には原子力公害被害者を救済する二重の責任がある

国の責任　その1

国の環境基本法に基づく公害被害者救済責任

　環境基本法改正の意味について、略図で示すと次の通りである。

環境基本法13条放射性物質適用除外規定　削除

環境基本法適用法整備はゼロからの出発と

言うことになる

ゼロからの出発であれば、国が何をするかは、何も決まっていないことになる。しかし、そうではない。国が何をしなければならないかの基本的事項は環境基本法に書いてある。

環境基本法13条　放射性物質適用除外規定削除

原子力公害の被害者である被災者に対して、国が果たさなければならない基本的な事項は環境基本

法に書いてある。

上記は、原子力公害の被害者の人権と、それに対する国の責任に関して決定的に重要である。以下に、国が責任をもって行わなければならない事項を整理する。

①　公害被害者である被災者の生存権を確保する施策を総合的計画的に推進する責任

|  |
| --- |
| 環境基本法第1条　この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。 |

環境基本法1条は、国が、これらの施策を行わなければならない理由について「国民の健康で文化的な生活の確保」としている。これは憲法25条が保障する生存権のことである。

　憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」としている。その意味が「人間としての尊厳が保たれる生活」であることは法律学の定説である。

放射能汚染は公害である。旧公害対策基本法を引き継いだ環境基本法が、第１条の目的規定に、この生存権を掲げ、公害から人間の尊厳を守ろうとしているのである。公害被害者らが、差別と偏見に抗して法を生み出したものである。

①　国の基本的責務＝総合的施策策定責任

　国には、公害から人や環境を守るための施策を策定実施する責任がある。

|  |
| --- |
| 環境基本法第6条　国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 |

　「環境の保全」には、公害から人や環境を守ることが含まれる。国は、公害から人や環境を守るための施策を策定実施する責任がある。

②　人の健康と生活環境が保全されるように実施する責任

|  |
| --- |
| 環境基本法第14条　この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのつとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。一　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。 二　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的 保全されること。 |

「人の健康保護」「「生活環境の保全」は、旧公害対策基本法第1条の目的規定をそのまま引き継いだものである。

③　被害者救済措置の責任

|  |
| --- |
| 環境基本法31条2項　国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。 |

　この環境基本法31条2項は、旧公害対策基本法を引き継いだもので、国に公害被害救済に関する措置責任があることを定めた基本規定である。

　公害被害の救済措置は広範囲に及ぶ。現行法上、公害健康被害補償法による公害健康被害者認定制度や補償給付金制度、公害保健福祉事業、水俣病認定などの制度がある。大気汚染防止法等による無過失賠償責任などもこの「必要な措置」になる。

　放射能汚染被害については、その被害の特性に応じて「必要な措置」を制度的に保障しなければならないのである。

④　法制上財政上の措置責任

|  |
| --- |
| 環境基本法第11条　政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。 |

　この規定は、政府が環境の保全に関する施策（公害対策を含む）にとって必要な法案の提出や、具体的な政策実施の責任があることを定めたものである。

子どもの生存権と甲状腺癌　福島県が2015年末までに30万人に実施した甲状腺検査で、「悪性疑い」と診断された子どもが166人、手術の結果悪性ガンと確定した子どもが116人と公表された。これは国の義務に直結する明らかな「事実」である。国は予防原則に立って、原子力公害から子どもの生存権を守る施策を実施する義務がある。長期に亘る受診の保障、説明義務、医療情報開示義務、患者の医療機関選択権などを「法的権利」として保障する責任がある。

国の責任　その２

国には国策として原発を推進してきた加害者責任がある

　日本が国策として原発産業を保護育成してきたこと、そのために、原子力産業を公害規制の対象外にするなど、さまざまな特別扱いをしてきた。その結果、プレートのひしめき合う日本列島に54基もの原発を建設し、3基の原子炉をメルトダウンさせるという未曾有の過酷事故を引き起こした。

　国には、国策として原発産業を推進してきた「加害者責任」がある。この加害者責任は、法律的な意味の加害者責任ととらえる必要がある。

　福島第一原発事故後、この加害者責任はどのように扱われているか、ふたつの法律が国の責任に触れている。

|  |
| --- |
| 福島復興再生特別措置法第1条　この法律は、これまで原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み（略） |

|  |
| --- |
| 汚染対処特措法第1条　国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。 |

ふたつの法律の第1条に、国の「責任」について触れているのは、事実上国の責任問題が避けられないことを示している。いずれも「原子力政策を推進してきたことに伴う「社会的責任」と表現している。「社会的責任」という表現は、行政機関が慣行的によく使う用語であって「法的責任」と区別するために使われる。しかし、公害という観点からは、単なる「社会的責任」では済まされない。正に法的な加害者責任である。

　この国の加害者責任を具体化するには、個別具体的な法律が必要である。すでに、環境基本法によって国の義務の方向は示されている。これに加えて、国の加害者責任を重ね合わせた立法措置が必要である。

３　国は災害関係法を濫用して被災者の人権を侵害している

　国の被災者に対する見逃せない人権侵害政策が行われている。公害被害者として救済されるべき被災者に対して、必要な救済の法的措置を怠る一方で、災害関係の法制度を最大限濫用し、被災者の人権侵害が行われている。基本に立ち返って以下の通り整理する。

被災者に対する人権侵害の法律構造

　原発問題の負の側面の法律分野は大きく三つに分けることができる。

①　安全　　②　防災　　③　公害（未整備）

現在の被災者支援策は、②　の防災の系列の法律を中心に行われている。これに①　の系列に属する放射線防護の法律が加味されている。

③　の公害関係の具体的な法整備は進んでいない。このため被災者は、公害の被害者としては無権利な状態におかれている。略図で示せば以下の通りである。

　　　　　　　　　　　　　　被災者に対する人権侵害の法律構造

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①安全 | 原子力基本法原子炉等規制法その他 | 現在の政策 | 汚染対処特措法福島復興再生特措法など＝「やってやる」「やってもらう」の関係＝国が一方的に避難指示し、解除する「権力関係」＝被災者は権利の主体でなく、行政による「政策的誘導の対象」にされている　　　　 |
| ②防災 | 災害対策基本法原子力災害特措法その他 |
| ③公害 | 環境基本法と公害関係の諸法 | 未整備 | 環境基本法改正、具体的法令未整備＝公害被害者として無権利状態 |

行政法上、行政機関が人に対して「こうせよ」（作為命令）、「こうするな」（不作為命令）と命令できる場合がある。災害基本法、原子力災害対策特別措置法の警戒区域指定に伴う立ち退き命令や立入禁止は、行政法上の命令である。違反には罰則がある。避難指示には罰則はないが「指示」とあるように、行政が一方的にある行為を求めるものである。この避難指示を解除したのだから、国はもう責任がない、というのが政府の立場である。しかしそれは間違っている。被災者には公害被害者としての権利がある。

国は、③の公害･環境関係法の整備について「抜本的見直し」をすると法律で決め、環境基本法も改正されたのに、具体的法整備は怠っている。その結果、被災者は、原子力公害の被害者としては無権利な状態に置かれている。その一方で、福島復興再生特措法によって、避難指示解除、避難者の住宅支援中止などの政策を実行し、年間20ミリシーベルトの被曝基準による帰還促進政策を実行している。

以上の結果、国や自治体と被災者との関係は、「やってやる」「やってもらう」関係になっている。「やってやる」「やってもらう」関係の中で被災者が不安を口にすると「わがまま」のように聞こえてしまう。「不安をあおる」「復興の妨げになる」「風評被害だ」「カネをもらっているのに」などの残酷な社会的な仕打ちを助長することになる。汚染した地区で子どもを育てている人や、自主避難した人たちは不安を口にすることもできないという立場に追いやられる。

このように、国や自治体は、環境基本法の定めを守らないだけでなく、逆に法整備を怠ることによって、原子力公害の被害者を無権利の弱い立場に追いやり、その弱みを政策的に利用して「復興」の協力者として、20ミリシーベルト被曝基準を受忍するよう誘導しているのである。

これは、国の政策による人権侵害の構造であり、被災者に対するいじめ、虐待である。

この問題は被災者だけの問題ではない。重大事故の際住民がどのように扱われるかを示している。

４　防災の20ミリシーベルトは公衆被曝線量基準ではない

　政府は、原子力災害特措法の緊急事態宣言に伴う避難基準を20ミリシーベルトとし、避難指示解除に伴い20ミリシーベルトを基準とする地域に人を居住させ、損害賠償、住宅支援の打ち切りなどの政策を行っている。

　これは、公衆を被曝から守るための現行公衆被曝線量基準とは無関係である。行政が公衆の被曝線量基準を定めるには、根拠となる法律が必要である。災害対策基本法も原子力災害特措法も行政に公衆被曝線量基準を定める権限は与えていない。

　原子力災害特措法の緊急事態宣言に伴う避難基準は「緊急事態なので避難せよ」として設定された数値である。公衆被曝線量の基準を変更するものではない。公衆を生活させ被曝させても良いという法的根拠にはならない。

　避難指示解除があろうと無かろうと法律上の公衆被曝線量限度は１ミリシーベルトである。放射線障害防止技術基準法の「斉一扱い」からも当然である。避難指示によって公衆被曝線量基準が変わるわけではない。避難指示解除後そこに住む住民には、唯一の法的な公衆被曝線量基準である１ミリシーベルトが自動的に適用されるのは当然のことである。

国は、ICRPの勧告を「国際的基準」とか「国際的合意」などと述べ、あたかもICRPの勧告を国際法上の法的基準のように喧伝している。しかしICRPは私的学術団体に過ぎず、その勧告はなんら法的効力を持たない。避難解除後の法律上の公衆被曝線量限度は１ミリシーベルト以外にはない。

実質的に見ても、原子力災害特措法による避難基準の20ミリシーベルトは、放射線取扱者らが食事などを禁止される放射線管理区域の設定基準年5.2ミリシーベルトの約４倍である。又、現在の白血病の労災認定は、実効線量年５ミリシーベルト以上の被爆、作業開始から１年以上経過、が基準となっている。年間１９．８ミリシーベルトを被爆した福島第一原発作業員が労災認定を受けている。従って、２０ミリシーベルトという異常に高い数値を「安全」とみなすのは、公害防止の基本原則である予防原則を大きく逸脱するものであり、原子力公害から被害者を守るべき国の義務に違反し違法というべきである。

５　「子ども被災者支援法」は

公害被害者救済の法律として再構成が必要である

　子ども被災者支援法（正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもを始めとする住民等の生活を守り支えるための生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）が、2012年6月21日議員立法で全会一致成立している。

　内容的には、被災者の移住、帰還、居住など被曝を避けるための選択的権利が認められ、自己決定権が認められているなど、公害救済の法律と通ずるところがある。しかし、具体的な内容は政府の定める「基本方針」に任せている。その結果、この法律に基づく政府の基本方針は、この法律が無くても当然行わなければならない施策の寄せ集め程度のもので済まされている。問題なのは、基本方針が、原子力公害の被害者を権利者としてではなく、災害救助の対象としてとらえていることである。このため、災害対策として住宅支援を一方的に打ち切るようなことが行われている。

　この法律の定めるべき施策は、本来、環境基本法が定める公害被害者救済制度として具体化されるべきものである。2012年6月27日に環境基本法13条の放射性物質適用除外規定は削除されたのであるから、当然この法律も、環境基本法の下位法として再構成されるべきである。

６　　　　　　　　子どもの転地保養は

子どもの公害関係法と児童福祉法上の生存権である

　福島第一原発の事故による被害について、特に子どもの転地保養に関して、法的に検討する。

原子力公害において特に配慮が必要なのは子どもへの影響である。子ども被災者支援法も、子どもが放射線による健康への影響を受けやすく、特別の配慮が必要であることを認めている。公害被害の救済も、子どもの被曝からの保護も、法律的には生存権（憲法25条）に裏付けられ基盤を共通にする。

　福島第一原発事故後、多くのボランティアによって、被災者支援活動として子どもを一時非汚染地域で保養させる運動が行われてきた。しかし、福島第一原発事故による環境汚染が、大規模・広範囲であり、今後生まれてくる何世代にもわたる長期の被害を考えるとき、子どもの転地保養は公的な責任に基づいて行われなければならない。

　このような子どもの権利を裏付ける法律は、公害関係の法律とともに、子どもの福祉に関する基本法である児童福祉法である。子どもは、公害被害者として救済されなければならいと同時に児童福祉の面からも保護されなければならない。児童福祉法は、憲法制定の翌年子どもの生存権保障の基本法として成立し、我が国の社会に大きな影響を与えた法律である。国は､児童福祉法立法の理念に立ち返って被災児童の救済に取り組む義務がある。

児童福祉法　　　　　(1947年12月12日)

第1条〔児童福祉の理念〕

①すべて国民は、心身ともに健やかに生まれ且つ、育成されるよう努めなければならない。

②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条〔児童育成の責任〕

　　国及び地方公共団体は、児童の保護者と共に、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条〔児童福祉保障の原理〕

　　前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関す

る法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

児童福祉法は、生存権という土台の上に制定されている法律である。この土台は、環境基本法１条と共通である。

被災した子どもは、被曝の恐れや、行動制限に伴う、精神的肉体的ストレスを受け、生存権を侵されている。

子どもは日々成長し、また新たに誕生している。至急法整備すべきである。立法技術的にも特別難しいものではない。

具体的な支援内容や仕組み（財政的助成策、自治体・ボランティア団体の位置付け、修学制度との関係など）は、児童福祉法の理念に則して定めることになる。

チェルノブイリに関する最近の報道では、スイス政府などの支援を受けているロシアのNGOが、「保養キャンプ」について、利便性を考え遠隔地でなく比較的近いキャンプ場で運営している例を伝えている。（2016年9月10日　毎日新聞）

内部被曝と子どもの権利

汚染した地域で生活するということは、体内に放射性物質を取り込む可能性のある環境下

で生活するということである。体内に核物質がとどまっているかどうかは見過ごされ潜在化してしまう。ここに、子どもに責任を負うべき国が、逆に子どもに加害行為をしてしまう契機をはらんでいる。線量だけで議論するのではなく、体内に放射性物質を取り込むような環境で生活させること児童福祉法の理念に反することを考えるべきである。

以上

　　　　　　＜作成　放射能汚染防止法を制定する札幌市民の会　2017年1月27日＞

### 資料５　　　汚染ゴミ問題要望書例文

事故由来廃棄物の

公害規制法整備に関する要望書

　　　　　　　　　　　　　要望事項

１、汚染対処特措法は、環境基本法13条の削除に伴い､その存廃を含め全面的に見直すこと。（以下、見直し後の法律を「汚染公害新法」という。）

２、汚染対処特措法の見直しに先立って、放射性物質に関する、環境基本法による環境基準、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による規制基準を整備し、土壌汚染関連の法律の適用除外規定を削除するとともに必要な法整備をし、その前提の上に汚染対処特措法の全面見直しを行うか、又は、新法として制定すること。

３、東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質によって汚染された廃棄物（以下「汚染廃棄物」という。）にかかる公害規制法の基本原則として「集約封じ込め」の原則を明示し、加えて健康被害と環境保護は予防原則のもとに実施されなければならないことを明記すること。

４、キログラム当たり100Bqを超える汚染廃棄物は、産業廃棄物、一般廃棄物とは区別し、一元的に放射性物質としての特性に応じた特別な処理･処分を行う制度とすること。

５、汚染廃棄物の管理･処理・処分施設は、既存の産業廃棄物､一般廃棄物の管理･処理･処分施設の使用を禁じ、特別な仕様を定め区別すること。

６、汚染廃棄物の管理･処理・処分施設にかかる規制基準、環境基準は､すべて施設外への総量規制を行い、すべての放射性核種について「検出されない」とすること。

７、汚染廃棄物の管理・処理･処分施設は、放射能公害の発生源施設として、水源地への影響、人の居住地、学校、保育所･幼稚園、病院からの距離など立地基準を具体的に定めること。

８、大気、地下水、土壌についての精度の高いモニタリングシステムを構築す

ること。モニタリングは漏洩状況の時間的変動を正確に把握するため、時間的な数値の変動を間断無く記録する「常時監視」とすること。

９、放射性廃棄物の管理・処理･処分の各業務について、管理責任者を具体的に定めるとともに、規制基準違反に対する罰則を整備すること。

10、放射性廃棄物の管理・処理・処分施設について、施設の管理者が国、自治体、民間であるかを問わず、自治体の検査権、改善是正命令権を定めること。

11、国は、放射性物質汚染された災害廃棄物の焼却施設における焼却を一旦中

止し、前記法整備を行った上で、廃棄物の汚染度、焼却見込み量、焼却施設

周辺の居住状況などを調査公表し、住民や自治体の意見を聴くところからやり直すこと。

12、汚染公害新法の整備に先立ち､汚染廃棄物の公共事業利用を全面的に直ちに中止し、循環型社会形成基本法の適用を排除して、すべて汚染公害新法の定めによることとすること。

13、仮に焼却を行うにしても、関係自治体は、条例により、焼却施設の立地規

制や、放射性物質の排出規制など、大気汚染防止法や水質汚濁防止法が明文で認める条例制定権を生かして、独自の基準を設け放射性物質による公害被害から住民を守ることができる制度とすること。

　　　　　　　　　　　　　要望の理由

１、汚染対処特措法は、福島第一原発事故に伴い、環境基本法その他公害関係法の全面的放射性物質適用除外のもとで、場当たり的に制定された法律であって、我が国の法体系上位置づけが曖昧であり、公害法の体系に組み込まれた法律ではない。

２、我が国の公害規制法体系上、公害物質に対する公害規制は、環境基準、規制基準が規制の柱となるものである。汚染対処特措法は放射性物質について、これらの法整備無しに、廃棄物処理法で処理することとした。その結果、廃棄物処理法による処分施設が、環境基準も規制基準もない放射性物質の公害発生源施設となっている。

３、汚染対処特措法の下で8,000Bq/kgまでは、一廃や産廃のような「ゴミ扱

い」をするに至ったが、それは人の健康や環境への影響を検証したものではなく場当たり的に決したものである。

４、国による特定廃棄物処分も、自治体による特定一般廃棄物･特定産業廃棄物処分も､大気中への排気、水中への放流については、出口による排出規制を行わず、強制力のない濃度限度が示されているだけである。この制度では薄めて捨てるのに上限がない。又、結果に責任を負わないため実効性がない。

５、焼却処分、指定廃棄物の中間貯蔵、最終処分のいずれについても、放射性物質の漏洩に関する管理責任の定めがなく、ずさんな管理による漏洩があっても誰も責任を負わない法制度になっている。

６、汚染対処特措法は、汚染廃棄物の処理･処分について､立地規制を行っていない。居住地域、幼稚園、保育所、学校、病院などへの影響を回避するための立地規制が必要である。

７、緊急なゴミ焼却問題

現行汚染対処特措法によれば、放射能に汚染された地域の枯れ葉や稲藁を人家近くの焼却施設に運び込んで通常のゴミとして焼却することになる。予定焼却施設周辺の居住状況、幼稚園、保育所、学校などへの影響は考慮外になっている。

８、自治体、特に福島県を始めとする汚染被害自治体は、住民の健康と地域の環境汚染に対処するために、自治体固有の権限と義務がある。特に、環境基本法、大気防止法、水質汚濁防止法の放射性物質適用除外規定が削除され、住民の健康と環境を守るための条例制定への道が大きく開けたのに、国が一方的に定めた取扱マニュアルのような汚染対処特措法を忠実に実行するばかりである。自治体が住民を守るための義務を果たす制度とする必要がある。

### 資料６　原発再稼動問題　原子力事故被害に関する取組み事例

原発事故の汚染被害に関する質問書例

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０１４年１１月７日

北海道知事　髙橋はるみ　殿

放射能汚染防止法を制定する札幌市民の会

〒060-0052　札幌市中央区南2条東1丁目

TEL 011-200-2206 FAX 011-200 -2207

 　　　　 連絡先 佐藤典子（市民ネットワーク北海道内）

　　＜構成団体＞　略

　　　　北海道電力泊原子力発電所についての質問書

　北海道は,北海道電力泊原子力発電所の原子力防災計画を策定し,2011年3月の福島第一原発事故後何度かの修正を経て,現在に至っています。

　この防災計画は、主に事故後の短期の防災対策を内容としています。しかし、事故による農業、漁業、製造業などの生産活動や事故後の居住制限など、道民生活の長期にわたる影響と対策については,殆ど触れられていません。

　この防災計画とは別に、北海道が、過酷事故後の被害の予測や対策を策定しているという情報もその内容も伝わってきません。

加えて、北海道が放射能被害から道民を守るために、如何なる法律に基づいて、どのような対策で道民を守ろうとしているのか、道民が共有すべき基礎的な情報すら伝わってきません。

　原子力発電所の過酷事故は、道民の生活に長期にわたって甚大な影響をもたらします。防災計画による避難訓練は､終われば人々は帰宅し､それぞれの生活に戻ることができます。しかし､実際に過酷事故が発生すれば、｢逃げた後どうするか｣という過酷な現実に晒されることになります。福島第一原発事故の現実がそれを示しています。

　特に北海道は､長期にわたって放射能汚染の被害を免れない第一次産業の農林水産業の比率が大きい地域です。

私達は道民として、過酷事故による被害の予測も,予測に基づく対策も伝わってこないことに強い不安を持っています。

以上の理由から、北海道電力泊原子力発電所において、2011年3月の福島第一原発事故と同様の過酷事故が発生した場合について、質問をさせていただきます。

今回する質問の内容は､主に被害予測を中心とした内容になっています。これに道が、如何なる法令をもって道民を守ろうとしているのかを付加した内容になっています。被害対策については､今回の質問に対する回答を待って他日を期したいと考えています。

下記質問事項に２０１５年１２月１２日までにお答えてください。

以上

質　問　事　項

　以下、北海道電力泊原子力発電所において２０１１年３月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故と同様の事故が発生した場合についての質問です。

## 第1　農業被害について

1－01　放射能汚染により、1年以上耕作不可能となる道内の耕地面積はどの程度と予想していますか。 全体の面積と、主な作物別の面積を数値で示してお答えください

1－02　原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受ける道内の農産物について、主要農産物の予想量と，それに相当する金額をお答えください。

1－03　道内の農業生産について，放射能汚染によって生ずると予想される損害額(風評被害を含む)を，事故後5年間については各年毎の，それ以降は，5年刻みで30年までの予想額をお答えください。

1－04　道内における，原子力災害特別措置法に基づき1年以上生乳の出荷制限を受ける乳牛の頭数は何頭と予想していますか。お答えください。

1－05　事故後の生乳の生産減少について、事故後5年間にわたって各年どの程度の量と予想していますか。お答えください。

1－06　道内における出荷不可能となる肉用牛及び豚の頭数は何頭と予想していますか。お答えください。

1－07　道内における養鶏業について、鶏卵及び鶏肉の生産高の減少は事故後5年間にわたって各年毎にどの程度と予想していますか。お答えください。

1－08　事故後、家畜の世話が1月を超えて不可能となると予想される畜産農家戸数をお答えください。

1－09　放射能に汚染された農地で除染をしなければならない予想面積をお答えください。

1－10　放射能で汚染された農地の除せんについて

　　　放射能で汚染された農地の除せん義務者、除せん義務の程度，除せんを怠った義務者に対する行政上の不利益処分や刑事罰、道はこれらについて定めた法令の存否について把握していますか。把握しているとすれば、その法令名をお答えください。

## 第2　漁業被害について

2－01　放射能汚染により操業停止を余儀なくされると予想される海域を示してください(風評被害による操業停止を含む)。

2－02　予想される道内の漁業についての放射能海洋汚染による損害額について(風評被害を含む)、事故の年から5年間については各年毎の，それ以降は，5年刻みで30年までの予想額をお答えください。

2－03　事故により養殖事業はどのような被害を受けると予想していますか｡概要をお答えください。

2－04　原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受ける海産物について、主要海産物の予想量と，それに相当する金額をお答えください。

2－5　事故後損壊した原子炉の冷却などのため生ずる汚染水について，故意又は過失によって，海洋に投棄することを規制する法令の存否を把握していますか。把握しているとすればその法令名と，規制の概要をお答えください。

## 第3　林業の被害について

3－01　放射能汚染により1年以上立入が制限されると予想される道内の森林面積をお答えください。

3－02　予想される道内の林業についての損害額について、事故の年から5年間については各年毎の，それ以降は，5年刻みで30年までの予想額をお答えください。

3－03　原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受ける林産物について、主要林産物の予想量と，それに相当する金額をお答えください。

## 第4　観光業の被害について

4－01　放射能汚染によって予想される1年以上営業を中止しなければならない，観光事業所数と従業員数をお答えください。

4－02　原発事故によって予想される海外から道内への観光客の減少について，事故年から10年間の，各年についてどの程度の減少が予想されますか。お答えください。

## 第5　製造・加工業の被害について

5－01　放射能汚染によって1年以上工場を閉鎖しなければならないと予想される製造業・加工業について事業所数と従業員数をお答えください。

## 第6　観光事業を除くサービス業の被害について

6－01　放射能汚染によって1年以上営業を中止しなければならないと予想される事業所数と，従業員数をお答えください。

## 第7　事故後の避難，避難後の生活被害などについて

7－01　事故による30㎞圏外への一時避難について、予想人員をお答えください。

7－02　福島第一原発事故では，事故後飯舘村など30㎞圏外に及ぶ｢計画的避難区域｣が指定されましたが、これに相当する想定区域と避難対策の内容をお答えください。

7－03　事故後、被ばくを避けるために帰宅困難となる人々の、被災者数について，10日、1月、半年、1年、2年、3年、4年、5年以上、それぞれの期間を超えて避難を余儀なくされる予想人員をお答えください。

7－04　事故後放射能汚染により1年を超えて道外に避難すると予想される人員をお答えください。

7－05　事故による放射能汚染のため1年以上居住できなくなると予想される住宅戸数をお答えください。

7－06　福島第一原発事故では、原発から同心円で周囲30㎞を超えて放射能汚染が広がり｢緊急避難区域｣に指定されましたが、これに相当する地域と避難計画はありますか。あるとすれば，その概要をお答えください。

## 第8　事故による学校、病院，その他の被害について

8－01　1年を超えて校舎を使用できなくなると予想される道内の小学校、中学校、高校を示してください。

8－02　1年を超えて児童生徒が校舎外での活動を制限される道内の小学校、中学校、高校を示してください。

8－03　事故後、道内の小学校、中学校、高校において予想される児童生徒の人員減を示してください。

8－04　事故による1年を超えて閉鎖しなければならないと予想される医療機関の数とベット数をお答えください。

8－05　事故により1年以上閉鎖しなければならないと予想される老人施設の数と，移転しなければならない入居老人の人員数をお答えください。

8－06　事故により1年以上閉鎖をしなければならないと予想される幼稚園、保育所，児童養護施設の数と、園児数、児童数をお答えください。

## 第9　公共交通に関する被害について

9－01　鉄道、道路について，放射能汚染のため1月を超えて不通となる予想区間，1年を超えて不通となる予想区間をお答えください（北海道新幹線開通後の交通事情も踏まえてお答えください）。

## 第10　健康被害について

10－01　事故後の住民の被ばく線量を計測し記録するための対策は整備されているのですか。整備されていると判断する場合は，それを定めた法令及び政策文書名を示してお答えください。

10－02　事故後、一時滞在者を含めて被ばく者及び被ばくの程度を把握するための対策は整備されているのですか。整備されているとすれば、それを定めた法令及び政策名を示して，その概要をお答えください。

10－03　事故後長期にわたる被ばく者の健康管理の対策は整備されているのですか。整備されているとすれば、それを定めた法令及び政策名を示して，その概要をお答えください。

10－04　事故後の避難基準として年間の被ばく線量基準を定めた法令はあるのですか。あるとすればそれを定めた法令名をお答えください。

10－05福島第一原発事故後政府が定めた避難基準である年間被ばく線量20ミリシーベルトが基準になるとすれば、労働安全衛生法の専門家以外の立入が禁止される放射線管理区域の年5.2ミリシーベルト（3月1.3ミリシーベルト）を超えるところに児童を含む人が居住することになり、大きな議論になりましたが，この点について道の見解をお答えください。

10－06　福島第一原発事故では，｢原発関連死｣が深刻な問題となっていますが，｢原発関連死｣を想定した対策の必要性があると考えますか｡あると考える場合は、国、自治体は何をしなければならないのか、何ができるのかお答えください。

## 第11　放射能により汚染されたがれきについて

11－01　放射能によって㎏当たり100ベクレル以上汚染されたがれきの量について，発生量はいくらと予想していますか｡お答えください。

11－02　道内に発生した放射能によって汚染された可能姓のあるがれきは，廃棄物処理法上一般廃棄物に該当するのですか，産業廃棄物に該当するのですか｡法令上の根拠を示してお答えください。

11－03　道内に発生した放射能で汚染された可能性のあるがれきは，道内で処理するのですか、道外でも処理するのですか。法令上の根拠を示してお答えください。

11－04　放射能で汚染されたがれきの処理に当たって焼却処理をすることになるのですか、なるとすれば放射能汚染物専用の焼却炉によって焼却するのですか。既存の自治体の焼却施設も使用することになるのですか，放射能汚染物質焼却専用の施設の有無と建設予定、使用を見込まれる既存の施設名と併せてお答えください。

11－05　放射能で汚染されたがれきを焼却処分する場合、焼却灰の処分実施義務者、処分基準、処分方法，処分場所の選定を定めた法令を把握していますか｡把握しているとすればその法令名をお答えください。

## 第12　除染について

12－01　予想される放射能により汚染された地域の除染について、除染を要する宅地、農地、山林の面積はどの程度と予想していますか。

12－02　放射能により汚染した，土地、住居、建物などの除染について，除染の義務を負う者は誰ですか，法律上の根拠を示してお答えください。

12－03　除染の対象となる土地や住宅の所有者、使用者は，除染義務者に対して除染を請求する権利はあるのですか｡あるとすれば，誰に対して，どの程度まで除染をするように請求できますか｡法律上の根拠を示してお答えください。

## 第13　法令について

13－01　福島第一原発事故と同様の過酷事故が発生した場合,大量の放射能汚染水が発生しますが,この汚染水を故意又は過失により、環境中に漏洩することを規制するための行政処分や刑事罰の法令は整備されていると認識していますか。整備されていると認識しているとすれば道が把握しているその法令名をお答えください。

13－02　福島第一原発の過酷事故と同様の事故発生を想定した場合,道民を守るための法律は整備されていると考えますか,原発事故が単独で発生した場合だけでなく、原発事故が地震、津波と複合して発生した場合とについて、整備されていると考える場合は、法令名とその概要、されていないと考える場合は、どのような法令の不備ないし欠陥があると考えるのかお答えください。

13－03　福島第一原発事故を契機に環境基本法、大気汚染防止方、水質汚濁防止法などの放射性物質適用除外規定が削除されました。しかし，環境基準や規制基準の法整備はなされておらず，土壌汚染関連法など多くの公害関連法は放射性物質の適用除外規定を残したままになっています。自治体として、国のあるべき公害法の整備をどのように考えるか，環境基本法7条の地方公共団体の責務として何をなすべきと考えているかについてお答えください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上